

第29回

オンラインサロンを使った もうけ話トラブルにご注意！

相談事例

SNSで「稼ぎ方を教えます」とDM(ダイレクトメッセージ)が届き、無料通話アプリで相手に連絡した。そこで「ブログでアフィリエイト収入が得られる」「ビジネススキルを情報商材で提供するのでオンラインサロンで勉強できる」などと勧められ、約30万円でオンラインサロンへ入会することにした。契約書はウェブ会議のやり取りで作成して交付された。実際にブログを始めたが、「オンラインサロンの会員が〇万円稼げました」などと偽りの発信を指示されるようになり、また、内容も稼げるものではないことが分かった。解約して返金してほしい。(30歳代、男性)

●問題点とアドバイス

以前から「スマホで簡単にもうかる」「不労所得で豊かに生活ができる」とお金もうけのノウハウを伝えるなどと勧誘され、情報商材やノウハウを教わるサポートの契約をしてトラブルになったという相談が寄せられています。最近では、近年利用者が増えている「オンラインサロン」*を、ノウハウを伝えるツールにしたり、サロン自体をもうける手段にしたりして利用する手口がみられますので注意が必要です。

(1) “もうけ話” はまず疑ってみましょう

インターネット上には、もうけ話に関する情報が、SNS等のさまざまな媒体にあふれていますが、**確実にもうかる話はまずあり得ません**。事前に内容を確認することができないオンラインサロンでは、入会してみたら広告や説明と違ったというトラブルが発生しがちです。「簡単にもうかる」「絶対に稼げる」などの広告や説明をうのみにせず、インターネット上の見知らぬ人からのDMはもちろんのこと、たとえ友人・

知人からの話であっても、安易に事業者へ連絡しないでください。

(2) 契約前に契約条件、契約内容を確認しましょう。トラブルに備えてSNSなどのやり取りの記録は消さずに残しましょう

オンラインサロンを利用する際には、契約前に、無料の試用期間の有無、入会費や月会費等費用の詳細、中途解約が可能かなどの解約条件、オンラインサロンの運営事業者情報などを必ず確認しましょう。特に、連絡先がSNSのアカウントだけの運営事業者は、トラブルが発生した場合に**一切連絡が取れなくなるおそれ**があります。会社名や住所、電話番号などの情報も確認するようにしてください。

また、勧誘をしてきたDMや友人・知人、事業者とのやり取りの記録は、トラブルになった場合に**返金を求めるための根拠**となります。チャットやメール等のやり取りは、勧誘時の内容に限らずテキスト形式のファイルで保存したりスクリーンショットを撮るなどして、記録として残すようにしてください。

* インターネット上の会員制コミュニティを指し、いわゆるプラットフォーム事業者のサービスを利用したサロン(プラットフォーム型サロン)と主宰者が独自にSNS上のツールを利用してサロン(独自型サロン)を開設しているケースがある。(参考)消費者庁「第41回インターネット消費者取引連絡会」(2021年5月31日)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社発表資料「オンラインサロンの動向整理」

参考：国民生活センター「新たな“もうけ話トラブル”に注意－オンラインサロンで稼ぐ!?－」(2021年7月1日公表)

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210701_1.html